

令和3年12月27日

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について」の一部改正について（通知）

「情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等について（令和元年10月30日職職—135）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年12月28日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
別添	別添
情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等の指針	情報機器作業従事職員に係る環境管理、作業管理、健康管理等の指針
1・2 （略）	1・2 （略）

3 環境管理

従事職員の環境管理を以下のとおり行うこと。

(1) 照明及び採光

ア (略)

イ ディスプレイを用いる場合の書類上及びキーボード上における照度は300ルクス以上とし、作業しやすい照度とすること。

また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。

ウ～オ (略)

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

別紙 (略)

3 環境管理

従事職員の環境管理を以下のとおり行うこと。

(1) 照明及び採光

ア (略)

イ ディスプレイを用いる場合のディスプレイ画面上における照度は500ルクス以下、書類上及びキーボード上における照度は300ルクス以上を目安とし、作業しやすい照度とすること。

また、ディスプレイ画面の明るさ、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくすること。

ウ～オ (略)

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

別紙 (略)

以 上